

## 論点整理ペーパー及び農薬専門調査会体制

(平成 25 年 4 月農薬専門調査会決定)

(食品健康影響評価を実施する部会を指定する農薬)	頁
DBEDC .....	1
アシュラム .....	4
農薬専門調査会体制 (平成 24 年 4 月農薬専門調査会決定) .....	7

## 【参考】

(部会で ADI が決定し幹事会へ報告する農薬)	
プロピコナゾール .....	8
ベンジルアデニン .....	11
マラチオン .....	14
(幹事会で食品健康影響評価を実施する農薬)	
キザロホップエチル及びキザロホップ P テフリル .....	17

## DBEDC

諮問理由	化学構造	作用機序	用途	評価資料
適用拡大 暫定基準	有機銅系	SH酵素を阻害することによる殺菌効果及び強い浸透付着力で呼吸器の気門又は気孔を閉塞させることによる殺虫効果	殺菌剤 殺虫剤	農薬抄録

### 【試験成績の概要】

1. ラットを用いた動物体内運命試験の結果、経口投与後の吸収率は89.7%以上であると考えられた。組織中放射能は、肝臓が最も高く、次いで腎、胃及び小腸に高い濃度が認められ、体内からの消失は緩慢であった。投与放射能は主に尿中へ排泄された。尿中に未変化のDBEDC及びEDは認められず、2種の未同定代謝物が検出された。
2. 植物体内運命試験の結果、葉面からの顕著な移行性は認められなかった。本剤は植物体に移行する前にDBS及びEDに解離し、DBSは広範囲に代謝されないものの植物体から速やかに消失すること、EDは広範囲に代謝され、さらに炭素原子は炭素プールに入り、グルコースなどの天然物質が形成されるものと考えられた。
3. DBEDC投与による影響は、主に体重（増加抑制）、血液（RBC、Hb及びHt減少）及び肝臓（絶対及び比重量増加、小葉中心性肝細胞変性等）に認められた。神経毒性及び発がん性は認められなかった。
4. 2世代繁殖試験において、着床数の減少、出産児及び生存児数の減少等が認められた。催奇形性は認められなかった。
4. *In vitro* 復帰突然変異試験の一試験で弱い陽性であったが、マウスを用いた宿主経路復帰突然変異試験及び*in vivo* 小核試験などその他の試験ではいずれも陰性であったことから、DBEDCに生体にとって問題となる遺伝毒性はないものと考えられた。

### 【評価を受ける部会】：評価第三部会

DBEDC (DBEDC)

残留基準値	参考基準国	残留基準	登録保留基準	Codex	米	豪州	加国	EU	NZ	類型	残留基準値	参考基準国	残留基準	登録保留基準	Codex	米	豪州	加国	EU	NZ	類型
農産物に係る基準値																					
米(玄米)	0.5	その他								6-4	0.5	その他									6-4
小麦	2	登録	2							4											4
大麦	10	登録	10							4											4
ライ麦	10	登録	10							4											4
とうもろこし	10	登録	10							4											4
そば	10	登録	10							4											4
その他の穀類	10	登録	10							4											4
大豆	0.5	その他								6-4											6-4
小豆類	0.5	その他								6-4											6-4
えんどう	0.5	その他								6-4											6-4
そら豆	0.5	その他								6-4											6-4
らっかせい	0.5	その他								6-4											6-4
その他の豆類	0.5	その他								6-4											6-4
ばれいしょ	0.5	その他								6-4											6-4
さといも類(やつがしらを含む。)	0.5	その他								6-4											6-4
かんしょ	0.5	その他								6-4											6-4
やまいも(長いもをいう。)	0.5	その他								6-4											6-4
こんにやくいも	0.5	その他								6-4											6-4
その他のいも類	0.5	その他								6-4											6-4
てんさい	0.5	その他								6-4											6-4
さとうきび	0.5	その他								6-4											6-4
だいこん類(ラディッシュを含む。)	0.5	その他								6-4											6-4
だいこん類(ラディッシュを含む。)	0.5	その他								6-4											6-4
かぶ類の根	0.5	その他								6-4											6-4
かぶ類の葉	0.5	その他								6-4											6-4
西洋わさび	0.5	その他								6-4											6-4
クレソン	0.5	その他								6-4											6-4
はくさい	0.5	その他								6-4											6-4
キャベツ	0.5	その他								6-4											6-4
芽キャベツ	0.5	その他								6-4											6-4
ケール	0.5	その他								6-4											6-4
こまつな	0.5	その他								6-4											6-4
きょうな	0.5	その他								6-4											6-4
チンゲンサイ	0.5	その他								6-4											6-4
カリフラワー	0.5	その他								6-4											6-4
ブロッコリー	0.5	その他								6-4											6-4
その他のあぶらな科野菜	0.5	その他								6-4											6-4
ごぼう	0.5	その他								6-4											6-4
サルシフィー	0.5	その他								6-4											6-4
アーティチョーク	0.5	その他								6-4											6-4
チョリ	0.5	その他								6-4											6-4
エンダイブ	0.5	その他								6-4											6-4
しゅんぎく	0.5	その他								6-4											6-4
レタス(サラダ菜及びちしゃを含む。)	0.5	その他								6-4											6-4
その他のきく科野菜	0.5	その他								6-4											6-4
たまねぎ	0.5	その他								6-4											6-4
ねぎ(リーキを含む。)	0.5	その他								6-4											6-4
にんにく	0.5	その他								6-4											6-4
にら	0.5	その他								6-4											6-4
アスパラガス	0.5	その他								6-4											6-4
わけぎ	0.5	その他								6-4											6-4
その他のゆり科野菜	0.5	その他								6-4											6-4
にんじん	0.5	その他								6-4											6-4
パースニップ	0.5	その他								6-4											6-4
パセリ	0.5	その他								6-4											6-4
セロリ	0.5	その他								6-4											6-4
みつば	0.5	その他								6-4											6-4
その他のせり科野菜	0.5	その他								6-4											6-4
トマト	10	登録	10							4											4
ピーマン	5	登録	5							4											4
なす	10	登録	10							4											4
その他のなす科野菜	5	登録	5							4											4
きゅうり(ガーキンを含む。)	10	登録	10							4											4
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	10	登録	10							4											4
しろうり	10	登録	10							4											4
すいか	10	登録	10							4											4
メロン類果実	10	登録	10							4											4
まくわうり	10	登録	10							4											4
その他のうり科野菜	10	登録	10							4											4
ほうれんそう	0.5	その他								6-4											6-4
たけのこ	0.5	その他								6-4											6-4
オクラ	5	登録	5							4											4
しょうが	0.5	その他								6-4											6-4
未成熟えんどう	5	登録	5							4											4
未成熟いんげん	5	登録	5							4											4
えだまめ	5	登録	5							4											4
マッシュルーム	0.5	その他								6-4											6-4
しいたけ	0.5	その他								6-4											6-4
その他のきのこ類	0.5	その他								6-4											6-4
その他の野菜	5	登録	5							4											4
みかん	0.5	その他								6-4											6-4
なつみかん	0.5	その他								6-4											6-4
なつみかんの果皮	0.5	その他								6-4											6-4
なつみかんの果実全体	0.5	その他								6-4											6-4
レモン	0.5	その他								6-4											6-4
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	0.5	その他								6-4											6-4
グレープフルーツ	0.5	その他								6-4											6-4
ライム	0.5	その他								6-4											6-4
その他のかんきつ類果実	0.5	その他								6-4											6-4
りんご	0.5	その他																			



## アシュラム

諮問理由	化学構造	作用機序	用途	評価資料
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 暫定基準</li> <li>・ インポートトレランス</li> </ul>	スルファニルアミド系/カーバメート系	7,8-ジヒドロプテロイン酸シンターゼ阻害による葉酸の生合成阻害	除草剤	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農薬抄録</li> <li>・ 海外資料 (EPA)</li> </ul>

### 【試験成績の概要】

1. ラットを用いた動物体内運命試験の結果、アシュラムは投与後 23～30 分で  $T_{max}$  に達し、 $T_{1/2}$  は 6.4～13.4 時間であった。経口投与されたアシュラムの吸収率は、少なくとも 84.0% であり、投与後 72 時間で尿及び糞中に 97% TAR 以上排泄された。アシュラムは主に尿中に排泄された。アシュラムは尿中に最高で 79.2% TRR、糞中に最大 3.9% TRR 認められた。主要代謝物として M1、M2 及び M4 が認められた。
2. 畜産物体内運命試験の結果、10% TRR を超える代謝物として、M1 が乳汁中に 64.1～65.8% TRR、肝臓及び腎臓中に 6.36～23.4% TRR 及び 48.9～59.4% TRR 認められ、M2 が肝臓中に 16.0% TRR 認められた。
3. 植物体内運命試験の結果、主要成分は未変化のアシュラムであり、10% TRR を超える代謝物は認められなかった。
4. アシュラムを分析対象化合物とした畜産物残留試験の結果、乳牛の乳汁中に最大 1.16  $\mu\text{g}/\text{mL}$  認められ、臓器中には、腎臓に最大 3.56  $\mu\text{g}/\text{g}$  認められた。
5. 各種毒性試験結果から、アシュラム投与による影響は、主に体重（増加抑制）、血液（貧血等）及び甲状腺（ろ胞上皮細胞肥大等）に認められた。
6. 催奇形性及び遺伝毒性は認められなかった。
7. 慢性毒性/発がん性試験において、ラットの雄で副腎褐色細胞腫、甲状腺 C 細胞腺腫及び細胞癌が認められ、マウスの雄で精巣精上皮腫及び精巣ライディッヒ細胞腫並びに雌のマウスに子宮角部平滑筋腫が増加したが、遺伝毒性試験では全て陰性の結果が得られており、ラット及びマウスで認められた腫瘍発生機序は遺伝毒性によるものとは考え難く、評価に当たり閾値を設定することは可能であると考えられた。
8. 2 世代繁殖試験において、妊娠率の低下が認められ、繁殖への影響が認められた。

【評価を受ける部会】：評価第二部会

# アシュラム(ASULAM)

残留基準値	参考基準国	残留基準	登録保留基準	Codex	米	豪州	加国	EU	NZ	類型	残留基準値	参考基準国	残留基準	登録保留基準	Codex	米	豪州	加国	EU	NZ	類型
農産物に係る基準値																					
米(玄米)	0.02	その他								6-4	0.2	登録		0.2							4
小麦	0.02	その他								6-4	0.2	登録		0.2							4
大麦	0.02	その他								6-4	0.2	登録		0.2							4
ライ麦	0.02	その他								6-4	0.2	登録		0.2							4
とうもろこし	0.02	その他								6-4	0.2	登録		0.2							4
そば	0.02	その他								6-4	0.2	登録		0.2							4
その他の穀類	0.02	その他								6-4	0.2	登録		0.2							4
大豆	0.02	その他								6-4	0.2	登録		0.2			0.1				3-1
小豆類	0.02	その他								6-4	0.2	登録		0.2							4
えんどう	0.02	その他								6-4	0.2	登録		0.2							4
そら豆	0.02	その他								6-4	0.2	登録		0.2							4
らっかせい	0.02	その他								6-4	0.2	登録		0.2							4
その他の豆類	0.02	その他								6-4	0.2	登録		0.2							4
ばれいしょ	0.4	海外				0.4				5	0.2	登録		0.2							4
さといも類(やつかしらを含む。)	0.02	その他								6-4	0.2	登録		0.2							4
かんしょ	0.02	その他								6-4	0.2	登録		0.2							4
やまいも(長いもをいう。)	0.02	その他								6-4	0.2	登録		0.2							4
こんにやくいも	0.02	その他								6-4	0.2	登録		0.2							4
その他のいも類	0.02	その他								6-4	0.2	登録		0.2							4
てんさい	0.02	その他								6-4	0.2	登録		0.2							4
さとうきび	0.5	登録	0.5		0.1	0.1				3-1	0.2	登録		0.2							4
だいこん類(ラディッシュを含む。)	0.2	登録	0.2							4	0.2	登録		0.2							4
だいこん類(ラディッシュを含む。)	0.2	登録	0.2							4	0.2	登録		0.2							4
かぶ類の根	0.2	登録	0.2							4	0.2	登録		0.2							4
かぶ類の葉	0.2	登録	0.2							4	0.2	登録		0.2							4
西洋わさび	0.2	登録	0.2							4	0.2	登録		0.2							4
クレソン	0.2	登録	0.2							4	0.2	登録		0.2							4
はくさい	0.2	登録	0.2							4	0.2	登録		0.2							4
キャベツ	0.2	登録	0.2							4	0.2	登録		0.2							4
芽キャベツ	0.2	登録	0.2							4	0.2	登録		0.2							4
ケール	0.2	登録	0.2							4	0.2	登録		0.2							4
こまつな	0.2	登録	0.2							4	0.2	登録		0.2							4
きょうな	0.2	登録	0.2							4	0.2	登録		0.2							4
チンゲンサイ	0.2	登録	0.2							4	0.2	登録		0.2							4
カリフラワー	0.2	登録	0.2							4	0.2	登録		0.2							4
ブロッコリー	0.2	登録	0.2							4	0.2	登録		0.2							4
その他のあぶらな科野菜	0.2	登録	0.2							4	0.2	登録		0.2							4
ごぼう	0.2	登録	0.2							4	0.2	登録		0.2							4
サルシフィー	0.2	登録	0.2							4	0.2	登録		0.2							4
アーティチョーク	0.2	登録	0.2							4	0.2	登録		0.2							4
チヨリ	0.2	登録	0.2							4	0.2	登録		0.2							4
エンダイブ	0.2	登録	0.2							4	0.2	登録		0.2							4
しゅんぎく	0.2	登録	0.2							4	0.2	登録		0.2							4
レタス(サラダ菜及びちしゃを含む。)	0.2	登録	0.2							4	0.2	登録		0.2							4
その他のきく科野菜	0.2	登録	0.2							4	0.2	登録		0.2			0.1				3-1
たまねぎ	0.2	登録	0.2							4	0.2	登録		0.2							4
ねぎ(リーキを含む。)	0.2	登録	0.2							4	0.2	登録		0.2							4
にんにく	0.2	登録	0.2							4	0.2	登録		0.2							4
にら	0.2	登録	0.2							4	0.2	登録		0.2							4
アスパラガス	0.2	登録	0.2							4	0.2	登録		0.2							4
わけぎ	0.2	登録	0.2							4	0.2	登録		0.2							4
その他のゆり科野菜	0.2	登録	0.2							4	0.2	登録		0.2							4
にんじん	0.2	登録	0.2							4	0.02	その他		0.2							6-4
パースニップ	0.2	登録	0.2							4	0.02	その他		0.2							6-4
パセリ	0.2	登録	0.2							4	0.02	その他		0.2							6-4
セロリ	0.2	登録	0.2							4	0.1	海外		0.2			0.1				5
みつば	0.2	登録	0.2							4	0.2	独立		0.2							4
その他のせり科野菜	0.2	登録	0.2							4	0.2	独立		0.2							4
トマト	0.2	登録	0.2							4	0.2	登録		0.2							4
ピーマン	0.2	登録	0.2							4	0.2	登録		0.2							4
なす	0.2	登録	0.2							4	0.2	登録		0.2							4
その他のなす科野菜	0.2	登録	0.2							4	0.2	登録		0.2							4
きゅうり(ガーキンを含む。)	0.2	登録	0.2							4	0.2	登録		0.2							4
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	0.2	登録	0.2							4	0.2	登録		0.2							4
しろうり	0.2	登録	0.2							4	0.2	登録		0.2							4
すいか	0.2	登録	0.2							4	0.2	登録		0.2							4
メロン類果実	0.2	登録	0.2							4	0.2	登録		0.2							4
まくわうり	0.2	登録	0.2							4	0.2	登録		0.2							4
その他のうり科野菜	0.2	登録	0.2							4	0.2	登録		0.2							4
ほうれんそう	0.2	登録	0.2							4	0.2	登録		0.2							4
たけのこ	0.2	登録	0.2							4	0.2	登録		0.2							4
オクラ	0.2	登録	0.2							4	0.2	登録		0.2							4
しょうが	0.2	登録	0.2							4	0.2	登録		0.2							4
未成熟えんどう	0.2	登録	0.2							4	0.2	登録		0.2							4
未成熟いんげん	0.2	登録	0.2							4	0.2	登録		0.2							4
えだまめ	0.2	登録	0.2							4	0.2	登録		0.2							4
マッシュルーム	0.2	登録	0.2							4	0.2	登録		0.2							4
しいたけ	0.2	登録	0.2							4	0.2	登録		0.2							4
その他のきのこ類	0.2	登録	0.2							4	0.2	登録		0.2							4
その他の野菜	0.2	登録	0.2							4	0.2	登録		0.2							4

# アシュラム(ASULAM)

食品名	残留基準値	参考基準国	残留基準	登録保留基準	Codex	米国	豪州	加国	EU	NZ	類型	加工食品に係る基準値				
												残留基準値	参考基準国	残留基準	Codex	類型
畜水産物に係る基準値												加工食品に係る基準値				
牛の筋肉	0.1	海外					0.1				5					
豚の筋肉	0.1	海外					0.1				5					
その他の陸棲哺乳類の筋肉	0.1	海外					0.1				5					
牛の脂肪	0.1	その他									6-3					
豚の脂肪	0.1	その他									6-3					
その他の陸棲哺乳類の脂肪	0.1	その他									6-3					
ミネラルウォーター類に係る基準値																
牛の肝臓	0.1	海外					0.1				5					
豚の肝臓	0.1	海外					0.1				5					
その他の陸棲哺乳類の肝臓	0.1	海外					0.1				5					
牛の腎臓	0.1	海外					0.1				5					
豚の腎臓	0.1	海外					0.1				5					
その他の陸棲哺乳類の腎臓	0.1	海外					0.1				5					
牛の食用部分	0.1	海外					0.1				5					
豚の食用部分	0.1	海外					0.1				5					
その他の陸棲哺乳類の食用部分	0.1	海外					0.1				5					
乳	0.1	海外					0.1				5					
鶏の筋肉																
その他の家禽の筋肉																
鶏の脂肪																
その他の家禽の脂肪																
鶏の肝臓																
その他の家禽の肝臓																
鶏の腎臓																
その他の家禽の腎臓																
鶏の食用部分																
その他の家禽の食用部分																
鶏の卵																
その他の家禽の卵																
魚介類(さけ目魚類に限る。)																
魚介類(うなぎ目魚類に限る。)																
魚介類(すずき目魚類に限る。)																
魚介類(その他の魚類に限る。)																
魚介類(貝類に限る。)																
魚介類(甲殻類に限る。)																
その他の魚介類																
はちみつ																

**※留意事項※**

**※表の見方他※**

- ・「残留基準値」の列(太字・黄色背景)にある数値が、現在「食品、添加物等の規格基準(昭和34年12月28日厚生省告示第370号)」において告示されている基準値である。
- ・基準値が空欄の食品については、一律基準値0.01ppmが適用される。
- ・表中の農作物、畜水産物、加工食品の名称は、告示されているものと便宜的に異なる場合がある。
- ・個別の食品がどの分類に属するかの詳細については、別途お示しすることとしているが、該当がない食品(ワカメ等の海藻類や、ワニの肉、プロボリス等のその他食品)については、一律基準値が適用される。
- ・加工食品については、当該加工食品に基準値がある場合、また当該加工食品から派生した加工食品について判断する場合、加工食品の基準が優先して適用される。
- ・なお、加工食品のうち残留基準を設定しないものについては、原則として、残留基準に適合した原材料を用いて製造され又は加工されたものであれば、流通を可能とすることとする。

・表中の残留基準値は、平成17年11月29日現在のものであり、今後随時改訂されることがあり得る。  
 ・表中の登録保留基準値、国際基準値、海外基準値等は、原則として暫定基準等(最終案)公表時に当方が把握していたものであり、最新の情報とは異なる可能性がある。

# 農薬専門調査会体制（平成24年4月農薬専門調査会決定）（平成25年11月最終改訂）

## 幹事会

農薬専門調査会座長、各都会座長、各都会座長代理、座長が指名した者

### 幹事会

- 納屋 聖人 《座長》
- 三枝 順三 《副座長》
- 赤池 昭紀 本間 正充
- 上路 雅子 松本 清司
- 永田 清 山手 文至
- 長野 嘉介 吉田 緑

審議結果を幹事会に報告

### 評価第一部会

- 山崎 浩史 (昭和薬科大教授・動物代謝)
- 上路 雅子 《座長》 (日植防技術顧問・植物代謝)
- 相磯 成敏 (バイオアッセイ研部長・毒性)
- 赤池 昭紀 《副座長》 (名古屋大教授・神経毒性)
- 津田 修治 (岩手県環境保健研究センター・毒性)
- 義澤 克彦 (関西医科大講師・毒性)
- 福井 義浩 (徳島大教授・生殖)
- 堀本 政夫 (千葉科学大教授・生殖)
- 若栗 忍 (秦野研究員補・遺伝毒性)

### 評価第二部会

- 細川 正清 (千葉科学大工学部長・動物代謝)
- 腰岡 政二 (日本大教授・植物代謝)
- 泉 啓介 (徳島大教授・毒性)
- 藤本 成明 (広島大准教授・毒性)
- 松本 清司 《副座長》 (信州大教授・毒性)
- 吉田 緑 《座長》 (国衛研室長・毒性)
- 桑形 麻樹子 (秦野研室長・生殖)
- 根岸 友恵 (岡山大准教授・遺伝毒性)
- 本間 正充 (国衛研部長・遺伝毒性)

### 評価第三部会

- 永田 清 (東北薬科大教授・動物代謝)
- 田村 廣人 (名城大教授・植物代謝)
- 浅野 哲 (国際医療福祉大教授・毒性)
- 小野 敦 (国衛研主任研究官・毒性)
- 三枝 順三 《座長》 (日本実験動物学会事務局長・毒性)
- 納屋 聖人 《副座長》 (安評センター理事・生殖)
- 八田 稔久 (金沢医科大教授・生殖)
- 佐々木 有 (八戸高専教授・遺伝毒性)
- 増村 健一 (国衛研室長・遺伝毒性)

### 評価第四部会

- 玉井 郁巳 (金沢大教授・動物代謝)
- 根本 信雄 (富山大名誉教授・動物代謝)
- 與話 靖洋 (農環研究センター・ネータ・植物代謝)
- 井上 薫 (国衛研主任研究官・毒性)
- 川口 博明 (鹿児島大准教授・毒性)
- 長野 嘉介 《座長》 (元バイオアッセイ研副所長・毒性)
- 山手 文至 《副座長》 (大阪府立大教授・毒性)
- 代田 眞理子 (麻布大教授・生殖)
- 森田 健 (国衛研室長・遺伝毒性)

### 専門参考人

- 太田 敏博 (東京薬科大教授・遺伝毒性)
- 小澤 正吾 (岩手医科大教授・動物代謝)
- 佐藤 洋\*\* (岩手大学特任教授・毒性)
- 高木 篤也 (国衛研室長・毒性)
- 中塚 敏夫\* (JST主任調査員・生殖)
- 西川 秋佳\*\*\* (国衛研安全性研究センター長・毒性)
- 林 真 (安評センター理事長・遺伝毒性)
- 平塚 明 (東京薬科大教授・動物代謝)

\* 平成24年12月から \*\* 平成25年9月から \*\*\* 平成25年10月から

## プロピコナゾール

諮問理由	化学構造	作用機序	用途	評価資料
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 暫定基準</li> <li>・ インポート</li> <li>・ トレランス</li> </ul>	トリアゾール系	細胞膜のエルゴステロール生合成阻害	殺菌剤	農薬抄録 海外評価書 (JMPR、米国、EU 及び豪州)

### 【試験成績の概要】

1. ラットを用いた動物体内運命試験において、尿及び胆汁排泄率並びにカーカス中の残留放射能から推定された経口からの吸収率は、雄で約 86%であった。投与後 48 時間で 80%TRR 以上が尿及び糞中に速やかに排泄された。主に胆汁を介して糞中に排泄された。
2. 畜産動物（ヤギ及びニワトリ）を用いた動物体内運命試験の結果、組織中ではプロピコナゾールのほかに、代謝物 B、J、K 及び W が 10%TRR を超えて認められ、それぞれ最大値は、B が 52.5%TRR（ニワトリ、卵白）、J が 16.0%TRR（ヤギ、肝臓）、K が 85.0%TRR（ニワトリ、筋肉）及び W が 65.8%TRR（ヤギ、乳汁）であった。代謝物 CGA-104284 はヤギのみで検出され、乳汁中で 5.6%TRR 及び肝臓で 3.0%TRR 認められた。
3. 植物体内運命試験の結果、残留放射能の主要成分はプロピコナゾールであり、そのほか 10%TRR を超える代謝物として B、B の配糖体、J、K、K の配糖体、V、W 及び Y が認められた。代謝物 V 及び Y はラットの動物体内運命試験では生成せず、V は水稻の玄米中で 35.3%TRR、Y は小麦の種子中で 53.8%TRR (0.210 mg/kg) 認められた。後作物の残留放射能中には K 及び B に由来すると考えられる未同定代謝物が 10%TRR 以上認められた。
4. 毒性試験においてプロピコナゾール投与による影響は、主に肝臓（肝細胞肥大、空胞化及び壊死：ラット及びマウス）及び消化管（胃粘膜うっ血等：イヌ）に認められた。
5. 発がん性試験において、雄のマウスで肝細胞腺腫及び肝細胞癌の発生頻度増加が認められた。
6. ラット及びウサギを用いた発生毒性試験において、母体毒性の認められる用量の胎児に口蓋裂等が認められた
7. 繁殖能に対する影響及び遺伝毒性は認められなかった。



# プロピコナゾール (PROPICONAZOLE)

残留基準値	参考基準国	残留基準	登録保留基準	Codex	米	豪州	加国	EU	NZ	類型	残留基準値	参考基準国	残留基準	Codex	類型
畜水産物に係る基準値															
牛の筋肉	0.05	Codex		0.05	0.1	0.1		0.05		2	加工食品に係る基準値				
豚の筋肉	0.05	Codex		0.05	0.1	0.1		0.05		2					
その他の陸棲哺乳類の筋肉	0.05	Codex		0.05	0.1	0.1		0.05		2					
牛の脂肪	0.08	海外			0.1			0.05		5	ミネラルウォーター類に係る基準値				
豚の脂肪	0.08	海外			0.1			0.05		5					
その他の陸棲哺乳類の脂肪	0.08	海外			0.1			0.05		5					
牛の肝臓	0.05	Codex		0.05	2	1	2	0.1		2	ミネラルウォーター類に係る基準値				
豚の肝臓	0.05	Codex		0.05	2	1		0.1		2					
その他の陸棲哺乳類の肝臓	0.05	Codex		0.05	2	1		0.1		2					
牛の腎臓	0.05	Codex		0.05	2	1	2	0.1		2	ミネラルウォーター類に係る基準値				
豚の腎臓	0.05	Codex		0.05	2	1		0.1		2					
その他の陸棲哺乳類の腎臓	0.05	Codex		0.05	2	1		0.1		2					
牛の食用部分	0.05	Codex		0.05	0.1	1		0.1		2	ミネラルウォーター類に係る基準値				
豚の食用部分	0.05	Codex		0.05	0.1	1		0.1		2					
その他の陸棲哺乳類の食用部分	0.05	Codex		0.05	0.1	1		0.1		2					
乳	0.01	Codex		0.01	0.05	0.01		0.1		2	ミネラルウォーター類に係る基準値				
鶏の筋肉	0.05	Codex		0.05	0.1	0.1		0.05		2					
その他の家禽の筋肉	0.05	Codex		0.05	0.1	0.1		0.05		2					
鶏の脂肪	0.08	海外			0.1			0.05		5	ミネラルウォーター類に係る基準値				
その他の家禽の脂肪	0.08	海外			0.1			0.05		5					
鶏の肝臓	0.1	海外			0.2	0.1		0.05		5					
その他の家禽の肝臓	0.1	海外			0.2	0.1		0.05		5	ミネラルウォーター類に係る基準値				
鶏の腎臓	0.1	海外			0.2	0.1		0.05		5					
その他の家禽の腎臓	0.1	海外			0.2	0.1		0.05		5					
鶏の食用部分	0.08	海外			0.1	0.1		0.05		5	ミネラルウォーター類に係る基準値				
その他の家禽の食用部分	0.08	海外			0.1	0.1		0.05		5					
鶏の卵	0.05	Codex		0.05	0.1	0.05		0.05		2					
その他の家禽の卵	0.05	Codex		0.05	0.1	0.05		0.05		2	ミネラルウォーター類に係る基準値				
魚介類(さけ目魚類に限る。)															
魚介類(うなぎ目魚類に限る。)															
魚介類(すずき目魚類に限る。)											ミネラルウォーター類に係る基準値				
魚介類(その他の魚類に限る。)															
魚介類(貝類に限る。)															
魚介類(甲殻類に限る。)											ミネラルウォーター類に係る基準値				
魚介類(甲殻類に限る。)															
その他の魚介類															
はちみつ											ミネラルウォーター類に係る基準値				

## ※留意事項※

※茶の分析法は熱湯抽出法による。

## ※表の見方※

- ・「残留基準値」の列(太字・黄色背景)にある数値が、現在「食品、添加物等の規格基準(昭和34年12月28日厚生省告示第370号)」において告示されている基準値である。
- ・基準値が空欄の食品については、一律基準値0.01ppmが適用される。
- ・表中の農作物、畜水産物、加工食品の名称は、告示されているものと便宜的に異なる場合がある。
- ・個別の食品がどの分類に属するかの詳細については、別途お示しすることとしているが、該当がない食品(ワカメ等の海藻類や、ワニの肉、プロボリス等のその他食品)については、一律基準値が適用される。
- ・加工食品については、当該加工食品に基準値がある場合、また当該加工食品から派生した加工食品について判断する場合、加工食品の基準が優先して適用される。
- ・なお、加工食品のうち残留基準を設定しないものについては、原則として、残留基準に適合した原材料を用いて製造され又は加工されたものであれば、流通を可能とすることとする。

- ・表中の残留基準値は、平成17年11月29日現在のものであり、今後随時改訂されることがあり得る。
- ・表中の登録保留基準値、国際基準値、海外基準値等は、原則として暫定基準等(最終案)公表時に当方が把握していたものであり、最新の情報とは異なる可能性がある。

## ベンジルアデニン

諮問理由	化学構造	作用機序	用途	評価資料
・ 暫定基準	サイトカイニン類似化合物	生体内の核酸に取り込まれ RNA 合成が誘導されることで、タンパク質合成促進効果や生長促進効果が引き起こされると考えられている。	植物成長調整剤	・ 農薬抄録

### 【試験成績の概要】

1. 動物体内運命試験において、ラットに経口投与されたベンジルアデニンの体内吸収率は、投与後 48 時間で少なくとも 63.4%と算出された。血中濃度の減少は緩やかで、残留放射能濃度は肝臓、腎臓及び肺で高く、投与 168 時間後においても多くの組織で血漿中濃度より高値を示した。主要排泄経路は尿中で、投与後 14 日間で 56.7～63.3%TAR が排泄された。尿中の主要代謝物は[6]及び[8]であり、少量代謝物として[7]が同定された。糞及び胆汁中では[6]のみが同定された。尿、糞及び胆汁中において、未変化のベンジルアデニンは検出されなかった。
2. 植物体内運命試験において、植物体の残留放射能の主要成分は未変化のベンジルアデニンであり、代謝物として[9]が少量検出されたのみで、10%TRR を超える代謝物は認められなかった。
3. 毒性試験において、ベンジルアデニン投与による影響は、主に体重（増加抑制）、肝臓（重量増加等）及び腎臓（尿細管上皮変性等：イヌ）に認められた。
4. 発がん性、繁殖能に対する影響、催奇形性及び遺伝毒性は認められなかった。





## マラチオン

諮問理由	化学構造	作用機序	用途	評価資料
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 暫定</li> <li>・ 飼料</li> </ul>	有機リン系	コリンエステラーゼ活性阻害	殺虫剤	農薬抄録、 JMPR、米国、豪州及び EFSA 資料 飼料に関する資料

### 【試験成績の概要】

1. 動物体内運命試験において、ラットに経口投与されたマラチオンの体内吸収率は、投与後 24 時間で少なくとも 86.2%と算出された。投与 24 時間後には胃及び副腎で高い放射能濃度が認められた。排泄は速やかであり、主に尿中に排泄された。尿中放射能に未変化のマラチオンは認められず、代謝物として D、E、F、S 等が認められた。畜産動物（ヤギ及びニワトリ）では、10%TRR を超えて検出される代謝物は認められなかった。
2. 植物体内運命試験においては、水稻（わら）で代謝物 I が 11.9%TRR、レタスで代謝物 C が 12.8%TRR 検出された。
3. 各種毒性試験において、マラチオン投与による影響は、主に脳及び赤血球 ChE 活性阻害であった。
4. 発がん性試験において、マウスの肝臓腫瘍の発生頻度増加が認められた。ラットでは発がん性は認められなかった。
5. 繁殖能に対する影響、催奇形性、発達神経毒性及び遺伝毒性試験は認められなかった。

【留意事項】 評価に当たり、急性参照用量の設定が必要。



# 馬拉チオン(MALATHION)

残留基準値	参考基準国	残留基準	登録保留基準	Codex	米国	豪州	加国	EU	NZ	類型	残留基準値	参考基準国	残留基準	Codex	類型	
<b>畜水産物に係る基準値</b>											<b>加工食品に係る基準値</b>					
牛の筋肉	2	海外			4				0.5	5	小麦粉(全粒粉を除く。)	1.2	現行	1.2	……	
豚の筋肉	2	海外			4				0.5	5						
その他の陸棲哺乳類の筋肉	2	海外			4				0.5	5		0.01	Codex		0.01	2
牛の脂肪	2	海外			4	1			1	5	トマトジュース	1	Codex		1	2
豚の脂肪	2	海外			4	1			1	5						
その他の陸棲哺乳類の脂肪	2	海外			4	1			0.5	5		2	Codex		2	2
牛の肝臓	2	海外			4	1			0.5	5	乾燥させたその他のスパイス(種子に限る。)	0.5	Codex		0.5	2
豚の肝臓	2	海外			4	1			0.5	5						
その他の陸棲哺乳類の肝臓	2	海外			4	1			0.5	5						
牛の腎臓	2	海外			4	1			0.5	5	<b>ミネラルウォーター類に係る基準値</b>					
豚の腎臓	2	海外			4	1			0.5	5						
その他の陸棲哺乳類の腎臓	2	海外			4	1			0.5	5						
牛の食用部分	2	海外			4	1			0.5	5						
豚の食用部分	2	海外			4	1			0.5	5						
その他の陸棲哺乳類の食用部分	2	海外			4	1			0.5	5						
乳	0.5	海外							0.5	5						
鶏の筋肉	2	海外			4				0.5	5						
その他の家禽の筋肉	2	海外			4				0.5	5						
鶏の脂肪	2	海外			4	1			0.5	5						
その他の家禽の脂肪	2	海外			4	1			0.5	5						
鶏の肝臓	2	海外			4	1			0.5	5						
その他の家禽の肝臓	2	海外			4	1			0.5	5						
鶏の腎臓	2	海外			4	1			0.5	5						
その他の家禽の腎臓	2	海外			4	1			0.5	5						
鶏の食用部分	2	海外			4	1			0.5	5						
その他の家禽の食用部分	2	海外			4	1			0.5	5						
鶏の卵	0.7	海外			0.1	1			1	5						
その他の家禽の卵	0.7	海外			0.1	1			1	5						
魚介類(さけ目魚類に限る。)	0.5	海外							0.5	5						
魚介類(うなぎ目魚類に限る。)	0.5	海外							0.5	5						
魚介類(すずき目魚類に限る。)	0.5	海外							0.5	5						
魚介類(その他の魚類に限る。)	0.5	海外							0.5	5						
魚介類(貝類に限る。)	0.5	海外							0.5	5						
魚介類(甲殻類に限る。)	0.5	海外							0.5	5						
その他の魚介類	0.5	海外							0.5	5						
はちみつ	0.5	海外							0.5	5						

**※留意事項※**

**※表の見方※**

- ・「残留基準値」の列(太字・黄色背景)にある数値が、現在「食品、添加物等の規格基準(昭和34年12月28日厚生省告示第370号)」において告示されている基準値である。
- ・基準値が空欄の食品については、一律基準値0.01ppmが適用される。
- ・表中の農作物、畜水産物、加工食品の名称は、告示されているものと便宜的に異なる場合がある。
- ・個別の食品がどの分類に属するかの詳細については、別途お示しすることとしているが、該当がない食品(ワカメ等の海藻類や、ワニの肉、プロボリス等のその他食品)については、一律基準値が適用される。
- ・加工食品については、当該加工食品に基準値がある場合、また当該加工食品から派生した加工食品について判断する場合、加工食品の基準が優先して適用される。
- ・なお、加工食品のうち残留基準を設定しないものについては、原則として、残留基準に適合した原材料を用いて製造され又は加工されたものであれば、流通を可能とすることとする。

・表中の残留基準値は、平成17年11月29日現在のものであり、今後随時改訂されることがあり得る。  
 ・表中の登録保留基準値、国際基準値、海外基準値等は、原則として暫定基準等(最終案)公表時に当方が把握していたものであり、最新の情報とは異なる可能性がある。

## キザロホップエチル及びキザロホップP テフリル

諮問理由	化学構造	作用機序	用途	評価資料
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 暫定</li> <li>・ 適用拡大</li> </ul>	フェノキシプロピオン酸系	活性体（キザロホップの R 体）が脂肪酸生合成の初期段階の酵素アセチル CoA カルボキシラーゼを阻害してマロニル CoA 生成・脂肪酸生合成を阻害し、分裂組織を破壊することにより植物体を枯死させるものと考えられている。	除草剤	農薬抄録、 米国、豪州、 カナダ及び 欧州資料

### 【事務局における気づきの点など】

1. キザロホップエチルについては 2009 年 10 月に評価結果について厚生労働省に通知されている。今回は適用拡大申請に係る諮問による第 2 版の審議（追加試験成績：作物残留試験のみ）。
2. キザロホップ P テフリルについては、海外評価書（欧州及び豪州）が提出されたことによる第 1 版の審議（評価書評価）。

### 【キザロホップ P テフリルの試験成績の概要】

1. ラットを用いた動物体内運命試験の結果、経口投与後の吸収率は 57～73%であった。50 mg/kg 体重の経口投与後 7 日に、尿及び糞中に 90%TAR 以上が排泄された。尿及び糞中の主な代謝物として、B 及び E が認められた
2. ヤギを用いた動物体内運命試験の結果、10%TRR を超える代謝物は、ヤギにおいては B（尿、乳汁、肝臓、腎臓、筋肉及び脂肪）及び E（肝臓及び腎臓）であり、ニワトリにおいては B（卵白、卵黄、腎臓）及び L（腎臓）であった。
3. 植物体内運命試験の結果、可食部において 10%TRR を超える代謝物として B（だいち種子、ばれいしょ塊茎）、J（わた種子）及び N（だいち種子）が認められた。
4. 各種毒性試験結果から、キザロホップ P テフリル投与による影響は、主に肝臓（肝細胞肥大）、精巣（重量減少）及び血液（貧血）に認められた。神経毒性、繁殖能に対する影響及び遺伝毒性は認められなかった。
5. ラットを用いた発生毒性試験において、母動物に毒性影響の認められる用量で口蓋裂及び尾の異常が認められた。ウサギでは催奇形性は認められなかった。
6. 発がん性試験において、腎扁平上皮細胞癌、ライディッヒ細胞腫並びに肝細胞腺腫及び癌の発生頻度が増加したが、その発生機序は遺伝毒性メカニズムによるものとは考え難く、評価に当たり閾値を設定することは可能であると考えられた。

# キザロホップエチル (QUIZALOFOP-ETHYL)

残留基準値	参考基準国	残留基準	登録保留基準	Codex	米	豪州	加国	EU	NZ	類型	残留基準値	参考基準国	残留基準	登録保留基準	Codex	米	豪州	加国	EU	NZ	類型
<b>農産物に係る基準値</b>																					
米(玄米)											みかん										
小麦											なつみかん										
大麦											なつみかんの果皮										
ライ麦											なつみかんの果実全体										
とうもろこし											レモン										
そば											オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)										
その他の穀類											グレープフルーツ										
大豆	0.3	現行	0.3								ライム										
小豆類	0.25	現行	0.25								その他のかんきつ類果実										
えんどう	0.25	現行	0.25								りんご	0.05	現行	0.05							
そら豆	0.25	現行	0.25								日本なし										
らっかせい	0.1	現行	0.1								西洋なし										
その他の豆類	0.25	現行	0.25								マルメロ										4
ばれいしよ	0.1	現行	0.1								びわ	0.05	登録	0.05							
さいも類(やつがしらを含む。)	0.1	登録	0.1								もも	0.05	現行	0.05							
かんしょ	0.1	現行	0.1								ネクタリン										
やまいも(長いもをいう。)	0.1	現行	0.1								あんず(アブリコットを含む。)	0.05	登録	0.05							4
こんにやくいも	0.1	登録	0.1								すもも(プルーンを含む。)	0.05	登録	0.05							4
その他のいも類	0.1	登録	0.1								うめ	0.05	登録	0.05							4
てんさい	0.1	現行	0.1								おうとう(チェリーを含む。)	0.05	登録	0.05							4
さとうきび											いちご	0.05	現行	0.05							
だいこん類(ラディッシュを含む。)	0.1	現行	0.1								ラズベリー	0.05	現行	0.05							
だいこん類(ラディッシュを含む。)	0.3	現行	0.3								ブラックベリー	0.05	現行	0.05							
かぶ類の根	0.1	登録	0.1								ブルーベリー	0.05	現行	0.05							
かぶ類の葉	0.3	登録	0.3								クランベリー	0.05	現行	0.05							
西洋わさび	0.1	登録	0.1								ハuckleberry	0.05	現行	0.05							
クレソン	0.3	登録	0.3								その他のベリー類果実	0.05	現行	0.05							
はくさい	0.3	現行	0.3								ぶどう	0.02	現行	0.02							
キャベツ	0.3	現行	0.3								かき										
芽キャベツ	0.3	現行	0.3								バナナ										
ケール	0.3	登録	0.3								キウイ	0.05	登録	0.05							4
こまつな	0.3	登録	0.3								パパイヤ										
きょうな	0.3	登録	0.3								アボカド										
チンゲンサイ	0.3	登録	0.3								パイナップル	0.05	現行	0.05							
カリフラワー	0.05	現行	0.05								グアバ										
ブロッコリー	0.3	登録	0.3								マンゴ										
その他のあぶらな科野菜	0.3	登録	0.3								パッションフルーツ										
ごぼう	0.1	登録	0.1								なつめやし	0.05	登録	0.05							4
サルシフィー	0.1	登録	0.1								その他の果実	0.05	登録	0.05							4
アーティチョーク	0.3	登録	0.3								ひまわりの種子	0.05	現行	0.05							
チコリ	0.3	登録	0.3								ごまの種子										
エンダイブ	0.3	登録	0.3								べにばなの種子	0.01	現行	0.01							
しゅんぎく	0.3	登録	0.3								綿実	0.1	現行	0.1							
レタス(サラダ菜及びちしゃを含む。)	0.3	登録	0.3								なたね	1	現行	1							
その他のきく科野菜	0.3	登録	0.3								その他のオイルシード	0.05	海外								5
たまねぎ	0.05	現行	0.05								ぎんなん										
ねぎ(リーキを含む。)	0.05	現行	0.05								くり										
にんにく	0.05	現行	0.05								ペカン										
にら	0.3	登録	0.3								アーモンド										
アスパラガス	0.3	現行	0.3								くるみ										
わけぎ	0.3	登録	0.3								その他のナッツ類										
その他のゆり科野菜	0.3	登録	0.3								茶										
にんじん	0.1	現行	0.1								コーヒー豆										
パースニップ	0.1	登録	0.1								カカオ豆										
パセリ	0.3	登録	0.3								ホップ										
セロリ	0.3	現行	0.3								その他のスパイス	0.3	独立								
みつば	0.3	登録	0.3								その他のハーブ	0.3	独立								
その他のせり科野菜	0.3	登録	0.3																		
トマト	0.05	現行	0.05																		
ピーマン																					
なす																					
その他のなす科野菜																					
きゅうり(ガーキンを含む。)	0.02	現行	0.02																		
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	0.02	現行	0.02																		
しろりり																					
すいか	0.05	現行	0.05																		
メロン類果実	0.02	現行	0.02																		
まくわうり	0.05	登録	0.05																		3-1
その他のうり科野菜																					
ほうれんそう	0.05	現行	0.05																		
たけのこ	0.1	登録	0.1																		4
オクラ																					
しょうが	0.1	登録	0.1																		4
未成熟えんどう	0.25	現行	0.25																		
未成熟いんげん	0.25	現行	0.25																		
えだまめ	0.25	現行	0.25																		
マッシュルーム																					
しいたけ																					
その他のきのこ類																					
その他の野菜	0.3	登録	0.3			2	0.02														3-1

# キザロホップエチル (QUIZALOFOP-ETHYL)

残留基準値	参考基準国	残留基準	登録保留基準	C o d e x	米 国	豪 州	加 国	E U	N Z	類 型	加工食品に係る基準値					
											残留基準値	参考基準国	残留基準	C o d e x	類 型	
畜水産物に係る基準値												加工食品に係る基準値				
牛の筋肉	0.02	海外			0.02	0.02	0.02				5					
豚の筋肉	0.02	海外			0.02	0.02	0.02				5					
その他の陸棲哺乳類の筋肉	0.02	海外			0.02	0.02	0.02				5					
牛の脂肪	0.05	海外			0.05		0.05				5	ミネラルウォーター類に係る基準値				
豚の脂肪	0.05	海外			0.05		0.05				5					
その他の陸棲哺乳類の脂肪	0.05	海外			0.05		0.05				5					
牛の肝臓	0.1	海外			0.05	0.2	0.05				5					
豚の肝臓	0.1	海外			0.05	0.2	0.05				5					
その他の陸棲哺乳類の肝臓	0.1	海外			0.05	0.2	0.05				5					
牛の腎臓	0.1	海外			0.05	0.2	0.05				5					
豚の腎臓	0.1	海外			0.05	0.2	0.05				5					
その他の陸棲哺乳類の腎臓	0.1	海外			0.05	0.2	0.05				5					
牛の食用部分	0.1	海外			0.05	0.2	0.05				5					
豚の食用部分	0.1	海外			0.05	0.2	0.05				5					
その他の陸棲哺乳類の食用部分	0.1	海外			0.05	0.2	0.05				5					
乳	0.04	海外			0.01	0.1	0.01				5					
鶏の筋肉	0.04	海外			0.02	0.05					5					
その他の家禽の筋肉	0.04	海外			0.02	0.05					5					
鶏の脂肪	0.05	海外			0.05		0.05				5					
その他の家禽の脂肪	0.05	海外			0.05		0.05				5					
鶏の肝臓	0.05	海外			0.05	0.05	0.05				5					
その他の家禽の肝臓	0.05	海外			0.05	0.05	0.05				5					
鶏の腎臓	0.05	海外			0.05	0.05	0.05				5					
その他の家禽の腎臓	0.05	海外			0.05	0.05	0.05				5					
鶏の食用部分	0.05	海外			0.05	0.05	0.05				5					
その他の家禽の食用部分	0.05	海外			0.05	0.05	0.05				5					
鶏の卵	0.02	海外			0.02	0.02	0.02				5					
その他の家禽の卵	0.02	海外			0.02	0.02	0.02				5					
魚介類(さけ目魚類に限る。)																
魚介類(うなぎ目魚類に限る。)																
魚介類(すずき目魚類に限る。)																
魚介類(その他の魚類に限る。)																
魚介類(貝類に限る。)																
魚介類(甲殻類に限る。)																
その他の魚介類																
はちみつ																

**※留意事項※**

※キザロホップエチル(ラセミ体)、キザロホップ-P-エチル(R体)及びキザロホップ-P-テフリルを含む。

**※表の見方他※**

- ・「残留基準値」の列(太字・黄色背景)にある数値が、現在「食品、添加物等の規格基準(昭和34年12月28日厚生省告示第370号)」において告示されている基準値である。
- ・基準値が空欄の食品については、一律基準値0.01ppmが適用される。
- ・表中の農作物、畜水産物、加工食品の名称は、告示されているものと便宜的に異なる場合がある。
- ・個別の食品がどの分類に属するかの詳細については、別途お示しすることとしているが、該当がない食品(ワカメ等の海藻類や、ワニの肉、プロボリス等のその他食品)については、一律基準値が適用される。
- ・加工食品については、当該加工食品に基準値がある場合、また当該加工食品から派生した加工食品について判断する場合、加工食品の基準が優先して適用される。
- ・なお、加工食品のうち残留基準を設定しないものについては、原則として、残留基準に適合した原材料を用いて製造され又は加工されたものであれば、流通を可能とすることとする。

・表中の残留基準値は、平成17年11月29日現在のものであり、今後随時改訂されることがあり得る。  
 ・表中の登録保留基準値、国際基準値、海外基準値等は、原則として暫定基準等(最終案)公表時に当方が把握していたものであり、最新の情報とは異なる可能性がある。